江別市地域防災計画

(資料編)

令和6年1月

目次

ı	法令・余例寺
	江別市防災会議条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	江別市防災会議の運営に関する規程 ・・・・・・・・・・・・・・ 3
	江別市災害対策本部条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	江別市災害対策本部運営規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	災害対策基本法(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2	各種様式
	配備編成計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
3	組織・体制
	江別市災害対策本部組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
	江別市災害対策本部各班の所掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・ 23
4	防災施設
	指定緊急避難場所一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
	指定避難所一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
	家畜避難所一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
5	災害危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
	土砂災害警戒区域図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
6	協力協定・相互応援協定
	江別市と各団体の災害時協力協定一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・ 35
7	その他の資料
	気象警報・注意報等発表基準(江別市) ・・・・・・・・・・・・・・ 37
	災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・ 38

1 法令・条例等

江別市防災会議条例(昭和37年12月24日条例第18号)

江別市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第16条第6項の規定に基づき江別市防災会議 (以下「防災会議」という。) の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 江別市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 副市長
 - (6) 教育長
 - (7) 水道事業管理者
 - (8) 病院事業管理者
 - (9) 消防長及び消防団長
 - (11) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (12) 公募による者
 - (目) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項第10号から第13号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残 任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (部会)
- 第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災 会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年10月9日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年6月17日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年12月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月17日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年3月16日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)
- 附 則(平成24年3月29日条例第20号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第3条第5項の規定による委員の選任に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 附 則(令和4年3月3日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

江別市防災会議の運営に関する規程(昭和50年11月28日防災規程第1号)

江別市防災会議の運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、江別市防災会議条例(昭和37年条例第18号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、江別市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事、その他防災会議の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理者)

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。 (会議の招集)

- 第3条 防災会議は、会長が招集する。
- 2 委員は、必要があると認めたときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。 (会議)
- 第4条 防災会議は、半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。 (庶務)
- 第5条 防災会議の庶務は、総務部において行う。

(公表等の方法)

第6条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表は、江別市公告式条例 (昭和25年条例第14号) の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和50年11月28日から施行する。

附 則(昭和51年8月10日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年7月10日から適用する。

附 則(平成12年4月17日訓令第9号)

この訓令は、平成12年4月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

江別市災害対策本部条例(昭和38年6月25日条例第9号)

江別市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、江別市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 本部長は、本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 所属職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。 (部、班)
- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部及び班を置くことができる。
- 2 部、班に属すべき職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長及び班に班長を置き、本部長の指名する職員がこれに当たる。
- 4 必要があるときは、部に副部長を班に副班長を置くことができる。 (雑則)
- 第4条 前3条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年6月17日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

江別市災害対策本部運営規程(昭和51年2月1日訓令第12号)

江別市災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江別市災害対策本部条例(昭和38年条例第9号)第4条の規定に基づき、江別市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(災害対策本部副本部長等)

- 第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。
- 2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者、各部長、総 務部調整監、子育て施策推進監、消防長、江別市立病院長、江別市立病院事務長及び議会事務局長をもって 充てる。

(本部員会議等)

- 第3条 本部に本部員会議及び本部対策室(以下「対策室」という。)を置く。
- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策(以下「応急対策」という。)の総合調整その他防災に関する重要事項を協議する。
- 3 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集する。
- 4 本部長は、会議の議長となり会議を統括する。
- 5 対策室は、本部長の補佐、本部の庶務、災害に関する情報等の収集及び応急対策に係る周知等の事務を掌 る。
- 6 対策室に室長、副室長、室員を置き、室長には副市長を、副室長には総務部長、総務部調整監及び本部長が指名する者を、室員には総務部調整監付参事(危機対策・防災担当)及び本部長が指名する者をもって充てる。
- 7 室長は、本部長の命を受けその所掌事務を掌握し、副室長は室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部等の組織及び所掌事務等)

- 第4条 本部に部及び班を置く。ただし、災害の状況により一部の部又は班を置かないことができる。
- 2 部に副部長、班に副班長を置くことができる。
- 3 部、班の名称、編成及び所掌事務並びに部長、副部長、班長及び副班長に充てられる職員は、別に定める。 ただし、本部長が必要と認めたときは、部若しくは班の所掌事務を変更し、又は他の部若しくは班の所掌事 務を応援させることができる。
- 4 副部長は部長を、副班長は班長をそれぞれ補佐し、部長又は班長に事故があるときは、それぞれの職務を代理する。この場合において、副部長又は副班長が2人以上あるときは、副部長にあっては部長が、副班長にあっては班長があらかじめ指名した順序によるものとする。
- 5 副部長を置かない部にあって部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した班長が、その職務を代 理する
- 6 副班長を置かない班にあって班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名した者が、その職務を代理 する。
- 7 部長、副部長、班長及び副班長は、上司の命を受けてその所掌事務を掌握し、その事務に従事する職員(以下「職員」という。)を指揮監督する。
- 8 職員は、上司の命を受けてその事務に従事する。

(情報連絡責任者)

- 第5条 部に情報連絡責任者を置く。
- 2 情報連絡責任者は、部に属する職員の中から部長が指名する。
- 3 情報連絡責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害又は被害の状況等(以下「災害情報等」という。)を逐次取りまとめ、部長を経て速やかに対策室に報告しなければならない。

(現地等の情報連絡)

第6条 被災現地、避難所、炊出し場、救護所等の責任者は、災害情報等を逐次取りまとめて速やかに各情報

連絡責任者に報告しなければならない。

(現地本部)

- 第7条 応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部長が必要があると認めたときは、現地本部を設置する ことができる。
- 2 前項の規定により現地本部を設置したときは、現地本部長及び必要な現地従事職員(以下「現地職員」という。)を置く。
- 3 現地本部長及び必要な現地職員は、本部長が指名する本部の職員をもって充てる。
- 4 現地本部長は、現地職員を指揮監督するとともに関係機関の現地責任者との連絡を密にし、応急対策に当たらなければならない。
- 5 現地本部長は、現地の災害情報等を逐次取りまとめ、速やかに対策室に報告しなければならない。 (本部の解散)
- 第8条 本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は応急対策措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散する。ただし、本部長が必要と認めるときは、解散後においても一部の部又は班を当該災害に係る第4条第3項に規定する所掌事務に従事させることができる。

(本部設置前の措置)

- 第9条 気象の異状な予警報又は異状な情報等により災害が発生するおそれがあると予測されるときは、次の 措置を講じ本部を設置するための準備を整えておくものとする。
 - (1) 上司の命を受けた総務部調整監付職員、関係各部課等の職員及び消防職員は、庁内又は所定の場所に待機する。
 - (2) 総務部調整監付職員は、気象の予警報及び災害情報等の収集並びに関係各部課等、消防本部及び関係機関との連絡調整に当たる。
 - (3) 関係各部課等及び消防本部は、出動体制を整備するとともに厳重な警戒、監視に当たる。
- 2 休日又は勤務時間外において気象の異状な予警報、異状な情報又は災害情報等を受理した当直員は、直ち にその旨を総務部調整監付参事(危機対策・防災担当) (調整監付参事不在のときは調整監付主査(危機対 策・防災担当)) に報告して指示を受けなければならない。

(非常配備)

- 第10条 本部長は、本部を設置したときは、直ちに各部長に種別を指定して非常配備を指令するものとする。
- 2 非常配備の種別及び種別ごとの活動内容の基準は、別に定める。
- 3 各部長は、あらかじめ別に定めるところにより配備編成計画を作成して配備すべき所属職員を確定しておくものとし、配備に際しては必要に応じて所属職員を増減することができるものとする。
- 4 各部長は、非常配備のための職員の招集に備えて職員住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

(配備体制の特例)

第11条 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部又は班に対して種別の異なる指令をすることができる。

(通信統制)

- 第12条 本部を設置したときは、本部長は、江別市行政用無線電話基地局その他の無線局を統括する。 (腕章の帯用)
- 第13条 本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするために、別に定める腕章を帯用しなければならない。

(本部を設置しない場合の準用)

- 第14条 この規程は、本部を設置しない場合の災害に際しても、市長が必要と認めたときは、これを準用する。 (災害救助法適用の場合の措置)
- 第15条 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)が適用された場合は、各部の班長は、法 及び災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号)等に定める様式に従い、その所掌事務に係る関係 救助の実施記録日計表その他救助事務処理に必要な帳簿等を作成しなければならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年8月10日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年7月10日から適用する。

附 則(昭和53年7月31日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年5月4日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年11月10日訓令第46号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年10月4日訓令第46号)

この訓令は、昭和58年10月4日から施行する。

附 則(昭和59年5月31日訓令第12号)

この訓令は、昭和59年5月31日から施行する。

附 則(昭和59年10月9日訓令第23号抄)

(施行期日)

1 この規程は、昭和59年10月9日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(昭和60年4月27日訓令第8号)

この訓令は、昭和60年4月27日から施行する。

附 則(平成元年7月28日訓令第9号)

この訓令は、平成元年7月28日から施行する。

附 則(平成11年3月23日訓令第3号)

この訓令は、平成11年3月23日から施行し、平成10年12月1日から適用する。

附 則(平成12年4月17日訓令第9号)

この訓令は、平成12年4月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年7月24日訓令第18号)

この訓令は、平成14年7月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役の在任特例に関する経過措置)

2 この訓令の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定(以下「在任特例」という。)により在職する収入役の在職中に限り、第1条の規定中「収入役」を「会計管理者」に改める規定、第4条の規定中「収入役」を「会計管理者」に改める規定及び「又は欠けたとき」を削る規定並びに第13条の規定中「、収入役」を削る規定は適用せず、これらの規定中の収入役に関する規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成19年7月1日訓令第9号)

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月31日訓令第4号)

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日訓令第1号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日訓令第4号)

この訓令は、令和元年11月29日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月29日訓令第5号)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

災害対策基本法(抄)(昭和36年11月15日法律第223号)

災害対策基本法

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。 (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 2 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 3 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並び に国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関
 - 口 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する 機関
 - 二 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- 4 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 5 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立 行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、 通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 6 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定 する地方独立行政法人をいう。)及び港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港湾局、土地改良法(昭 和24年法律第195号)第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 7 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 8 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 9 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは 国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制の ものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を 除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務に ついては、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所 掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- 10 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
 - イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
 - ロ 市町村地域防災計画市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
 - ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県 防災会議の協議会が作成するもの

二 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会 議の協議会が作成するもの

(市町村の責務)

- 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域 内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の 促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

- 第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - (1) 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
 - (2) 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
 - (3) 建物の不燃堅牢ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項
 - (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
 - (5) 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上 必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - (6) 災害の予報及び警報の改善に関する事項
 - (7) 地震予知情報 (大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号) 第2条第3号の地震予知情報をいう。) を周知させるための方法の改善に関する事項
 - (8) 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
 - (9) 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
 - (11) 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
 - (11) 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - (12) 地方公共団体の相互応援、第61条の4第3項に規定する広域避難及び第86条の8第1項に規定する広域一時 滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
 - (間) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承 する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
 - (4) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
 - (点) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。) に対する防災上必要な措置に関する事項
 - (16) 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
 - (11) 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
 - (18) 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
 - (19) 防災思想の普及に関する事項

(市町村防災会議)

- 第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置すること

ができる。

- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第2項の規定により市町村防 災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要 があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村 の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める (市町村災害対策本部)
- 第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の 推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町 村災害対策本部を設置することができる。
- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合に おいて、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機 関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあって当該市 町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。 (職員の派遣の要請)
- 第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。
- (職員の派遣のあっせん) 第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若

- しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める ことができる。
- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員(指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方公共機関」という。)の職員に限る。)の派遣についてあっせんを求めることができる。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。 (派遣職員の身分取扱い)
- 第32条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。 (市町村地域防災計画)
- 第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害 予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、 衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に 事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相 互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)につ いて定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議 の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をす ることができる。
- 7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。
- 第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
- 2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行う

ものとする。

- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画 に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計 画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に 地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をし た地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等 は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(災害予防及びその実施責任)

- 第46条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。
 - (1) 防災に関する組織の整備に関する事項
 - (2) 防災に関する教育及び訓練に関する事項
 - (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
 - (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - (5) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ 講ずべき措置に関する事項
 - (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等 の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指 定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定 めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

- 第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

- 第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。
- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は居所

- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の 氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部 で利用することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都 道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(秘密保持義務)

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が 法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支 援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難 行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

- 第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害 の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。
 - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指 定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定め るところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなけれ ばならない。

(市町村長の避難の指示等)

- 第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の 規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならな い。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、 この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村

がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。 (警察官等の避難の指示)
- 第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しく は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつた ときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での 待避等の安全確保措置を指示することができる。
- 2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第1項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を 指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。 (市町村の応急措置)
- 第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。
- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

- 第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村 の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規 定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつ たときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。 (応急公用負担等)
- 第64条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措

置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 市町村長は、第2項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、 又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売 却し、その売却した代金を保管することができる。
- 5 前3項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有 者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定 を準用する。
- 6 第3項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第2項後段の規定により保管した工作物等 (第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、 当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
- 7 前条第2項の規定は、第1項及び第2項前段の場合について準用する。
- 8 第1項及び第2項前段の規定は、市町村長その他第1項又は第2項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項又は第2項前段に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第7項において準用する前条第2項又は 前項において準用する第2項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が 設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長(以 下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。)に差し出さなければならない。この場合において、警 察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第3項から第6項までの規定の例によるものとする。ただし、第3項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあっては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。
- 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- 2 第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

- 第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めるこ とができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由が ない限り、応援を拒んではならない。
- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に 行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

- 第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応 急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要 請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。 (都道府県知事の指示等)
- 第72条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前2項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。 (都道府県知事による応急措置の代行)
- 第73条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により 市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63 条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該 市町村長に代わって実施しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 3 前2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。 この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両(消防機関の使用す る緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、 「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 5 第1項(前2項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従って行う措置及び第2項(前2項において準用する場合を含む。)の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。
- 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。 (損失補償等)

- 第82条 国又は地方公共団体(港務局を含む。)は、第64条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)、 同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第2項後段(同条第3 項及び第4項において準用する場合を含む。)、第76条の6第3項後段若しくは第4項又は第78条第1項の規定 による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 機構又は地方道路公社は、第76条の6第5項又は第8項の規定により同条第3項後段又は第4項の規定による 処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しな ければならない。
- 3 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

- 第84条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定に より、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場 合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態と なったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の 遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。
- 2 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、 若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところに より、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければなら ない。

(災害緊急事態の布告)

- 第105条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。
- 2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

令和 年度 配備編成計画(1)

(令和 年 月 日現在)

		1711 T /J	<u></u>
部名			部
部員総数			名
	部長	1	名
	副部長		名
	班		名
(内 訳	班		名
	班		名
	班		名
	班		名

·	27	
	職・氏名	
情報連絡責任者	内線番号	
	携帯電話	

[※]情報連絡責任者は次長職から選出してください。

	職・氏名	配備	種別
	哦 八石	一般災害	地震災害
部長			
情報連絡責任者			
副部長			

令和 年度 配備編成計画(2)【一般災害】

(令和 年 月 日現在)

		部	班	班員総数	名
班長	所属			内線番号	
л 1 2	職・氏名			携帯電話	

赤 口	引備種別	11	所属	職	氏 名	班保	有車両	ev.
ĦL	川用作宝力	,	门俩	相以	Λ 1	車種	台数	緊急通行 届出数
		注						
		意						
		注意体制					s .	
				計	名			
		-						
	月 月	月 						
	西信							
	第 1 酉 储存制	<u>*</u>						
	ф	ניי ר						
		L		<u> </u>	名			
	-			PI	7			
		ŀ						
		ŀ						
		ŀ						
		ŀ						
		ľ		0				
	第							
	第2配備体制							
	備							
	制							
L				計	名			
第3	配備体	卜制	(全班員)	計	名			

令和 年度 配備編成計画(2) 【地震災害】

(令和 年 月 日現在)

		部	班	班員総数	名
班長	所属			内線番号	
и к	職・氏名			携帯電話	

配備種別			所属	職	ഥ	氏名	班保	有車両	
ĦŪ	開発力リ		7717年	44%	10	П	車種	台数	緊急通行 届出数
	8								
	意	三 三 三							
	活意存	本 訓		3					
	L			計	名				
		L							
		L							
		L							
		L							
	第 1								
	配	ļ							
	第1配備体制								
	制	L							
		ļ							
				s.					
					7				
		L							
				計	名				
第2	配備体	制	(全班員)	計	名				
				5.8					

江別市	江別市災害対策本部組織								令和5年7月1日現在	
[Г			等。	((副部長)	(班名)	(班任)	(編成)	
本部				総括部	総務部長	議会事務局長 総務部次長 H&stel	彩粉址人員調整班	総務課長職員課長	器務課,財政課:議天事務局器務課◆·参◆(丁吉即廣化担当) 職員課・参事(人事制度・人材育成担当)・参事(市史・行政資料担当) 出社(作品) ※ 本「建和的作品」(以	
京本			本部対策室			別 務主 英議会事務局次長	施設管理班 調査班	契約官所課長 資產税課長	买約官財課·参專 (隋载官理担当)◆ 資產稅課◆·納稅課◆·市民稅課◆·参奉(特別滯納整理担当)	
	本部長 市長	室	副市長		3 -	8 -	A THE PERSON A	1 11 11	A - To Am	
# 	副本部長副市長	副整色	総務部調整監			小川や新古子	企画調整班 広報涉外班	企画課長 広報広聴課長	企画課務書號,立義広聽課	
東市東	本語	副室		情報企画部	部 企画政策部長	正国政策部次技デンタル政策室長	市民情報連絡班	政策推進課長	政策推進課·参華(総合計画・総合戦略担当)・参華(公共交通担当)・参乗(シオプロモート・採環境充保(日当当・部計画課・参華(デンタル政策日当)・参手(お政デンタルセ担当)・参	
	本に 単一									
	市立病院長(各)部長	年	参事 (危機対策·防災担当)	牛干凉谱数	数 牛汗酒店就馬	生活環境部次長	市民対策班	市民生活課長	市民生活課·参事(市民協働担当)·戸籍住民課·大麻出張所·環境課·参事(脫歲素·瓊塘計画推進担当)	
]	総務部調整監子育て施策推進監当時長		(十の名指名)			環境室長	清掃班	廃棄物対策課長	廃棄物対策課·施設管理課	
	市立病院事務長議会事務局長					経済部次長	南工班	商工労働課長	商工労働課,観光振興課,企業立地課	
	***************************************			■経済派遣部	部 経済部長	企業立地推進室長農業委員会事務局長	農務班	農業振興課長	農業振興課·参事(農業委員会担当)	
	なが体が末めまに歩んがから	(89					福祉管理班	管理課長	管理課・会計課◆・参事(監査担当)◆・参事(選挙担当)◆	
	古町間報建設具は4(即次政権が2指4) ※本部員会議に出席 ※各部の情報集約及び対応方針の周知	の周知				子育て施策推進監 健康福祉部次長 7 会 十士福命 =	避難対策班	保護課長	保護隊: 国保井金隊: 危療切以隊: 十音「文後課・参事・毎実調整担当)・参事(子ども家庭総合支援担当)・子ども育成課・参事(子育て支援センター華業生推担当)・よつ「保存曹國・やよい、保育國・子ども発達支援セン	
				軟體部	健康福祉部長	イ育 こと版主文 健康推進室長 会計 修加率	批集科案計全董	いるがいない。	ター (暗がいなか課・小賭保除課・参事(小面・指選担当)・参事(地域支援事業担当)	
						∵計画埋者 監査委員事務局長	**************************************	A PER STATE	本で、 単言な こびをででで アナ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
						選挙管理委員会事務局長	救護·防疫班	保健センター長	な同点をレンターで表面にフター・参手に歴史・フン・Kは日本担当)を争して背で世代の話を接出当り、参手(新型コロナウイルスワクチン担当)・参手(健康推進担当)・参事(世族医療担当)	
					-	_	The City Adv William	11 my mx 444	化苯甲基苯甲基苯甲甲基苯甲甲基苯甲甲基苯甲甲基苯甲甲甲基苯甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	
							建設官埋址	国祖謀長		
				施設部	建設部長	建設部次長士士業務等	土木班	道路管理課長	道路管理課、治水課、雪対策課、参事(除排雪計画担当)	
					i	土不事務別長	施設第1班	都市建設課長	都市建設課,開発指導課	
							施設第2班	建築住宅課長	建築住宅課·建築指導課	
							水谱绘器研	終発譚長	格香昌·総務調-参車(對会収納相当)	
							海大樓女衛苗	海水塩店	は ない はい	
				大庫部	水道部長	水道部次長	給水·修理対策班	水道整備課長		
				Г			下水道管渠対策班	下水道施設課長	下水道施設課	
							浄化センター・ポンプ場対策班	E 浄化センター長	浄化センター	
				L			\		At many to the contract of the	
				教育・援護	護部 教育部長	教育部次長 学校教育支援室長	教育対策班	総務課長	総務課、給食センター・生涯学習課・参事(施設計画担当)・スポーツ課・参事、「成投総体推進担当」・情報図書館・増土資料館・参華(セシッアーセン 9-事業担当)・学校教育課・参事(教育情報化担当)・教育支援課	
				医療部	市立病院副院長	医務局長 市立病院事務長 事務局次長	医療班	管理課長	管理課,参事(施設整備担当)·参事(経営推進担当)·医事課·医療安全 管理室・健診管理課	
				海阳湖	山 艺	消防本部次長当所署	消防第1班	総務課長	総務課·警防課·予防課·管理課·消防1課·消防2課·江別出張所·野幌出 張所·大條出張所	
				di Cal	XI GOLD	消防団長	消防第2班	消防副団長	消防団	
									◆ 他班へ応援することも可能な課等※ 各班の副班長は、班長以外の各課(等)長とし、1課の場合は主務係長とする	

江別市災害対策本部各班の所掌事務

部名等	班名	No.	所掌事務
		1	災害対策本部の設置、解散
		2	本部長の補佐
		3	災害対策本部の庶務に関すること
		4	各部の参集状況、対応状況等の集約
本	部対策室	5	対応方針の周知徹底
		6	緊急情報の発信
		7	防災関係機関との連絡調整
		8	気象予警報等気象に関する情報収集
		9	その他緊急を要する場合の調整
		10	職員参集時の対応
		11	庁舎の安全確保及び応急措置
	各部共通	12	部内他班及び他部との連絡調整
		13	被害状況及び対応状況等の情報集約
		14	他班の応援に関すること
		15	本部対策室の補佐
	Signature of the state of the s	16	各班及び各職員へ対応状況等の発信
総括部	総務班	17	議会との連絡調整
	AND CONTRACT OF THE CONTRACT O	18	災害対応及び災害復旧等に係る予算措置
		19	その他、災害情報等の取りまとめ
総括部	人員調整班	20	各部各班の人員体制の調整
	八貝硐罡坬	21	公務災害補償
		22	災害対策本部の通信機能の確保
	施設管理班		市有車両等の配車調整
		24	災害従事職員及び災害対策を行う施設の環境整備
	調査班	25	被害認定調査及び罹災証明書の発行
	企画調整班	26	住民情報の収集、調査、分析及び企画調整
2	北岡剛走兆	27	各種災害復旧計画と総合計画等との調整
情報企画部		28	システムを活用した住民への災害情報の提供
	広報渉外班	29	報道機関との連絡調整
		30	災害報道記事及び記録写真の収集、保存
		31	外国人への災害情報等の提供
		32	本部長・副本部長秘書業務
		33	災害見舞者及び視察者等に対する応対
	市民情報連絡班	34	住民からの問い合わせへの対応
		35	広報車による広報活動
	士日光然证	36	自治会・自主防災組織への連絡
	市民対策班		住区会館の避難所開設調整
			遺体の埋火葬
生活派遣部		39	大麻出張所での対応
生活派遣部		40	清掃に係る各種計画の作成及び実施 施設の被害状況把握及び復旧
	 清掃班	41	施設の検告状況把握及び復日 仮集積場の調整
			仮条傾場の調整 災害廃棄物の処理
		43	灰舌廃棄物の処理 仮設トイレの設置及び管理
		45	仮設トイレの設直及び管理 商工業、水産関係の被害状況調査
	自 商工班	46	商工業、小座関係の板音板抗調査 協定企業等からの救援物資の調達及び配送
	101 T**/JT	47	物価安定、被災商工業者の金融相談及び応急対応
		48	物価女足、板灰筒工業者の金融相談及び心忌対心 農業関係の被害状況把握調査
経済派遣部		49	展集関係の検査状況で推調宣
性別///、原印		50	株野久灰の小爪凸盤 農業災害補償及び農業関係資金の融資
	農務班	51	展業及音性質及び展業関係質量の融質を変更の影響を表現しています。
		52	<u>飲</u> 灰地の家留の的投 災害復旧事業(農業用施設)の手続き
		53	次善復日事業(晨業用施設)の手続さ 家畜避難対応
	l .	00	多田炟栽刈心

部名等	班名	No.	所掌事務
마끄럿	<u> </u>		
			民生委員児童委員との連絡調整
			社会福祉協議会とのボランティア派遣調整
	福祉管理班	57	日本赤十字社との連絡調整
	1H1H H1-1-7		被災者相談
			義援金の受付、保管及び配分
		60	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金・被災者生活再建支援金
		61	避難所の開設及び運営
救護部	避難対策班	62	保育園、放課後児童クラブ、児童センター等施設利用者の安全確
		(800000)	保、施設の被害調査及び応急対応
	要支援者対策班	63	要支援者の支援対策
	文 人派古/1/1///		社会福祉施設の被害調査、応急措置及び復旧対応
			被災地及び避難所の保健
	N -+#		防疫の実施
	救護・防疫班		医療関係施設の状況把握
			応急医療、助産等の救護活動
	7キニロ かた ナロ ナバ		遺体の取扱い
	建設管理班		部内の調整及び集約
		71 72	道路等の被災状況調査及び応急措置 作業車両及び土木建設用機械等の確保
		73	作業単岡及び工不建設用機械等の確保 道路通行規制及び総合調整
			遺路週1 規制及び総合調整 障害物の除去
		75	
	土木班		水防資機材の点検及び配備
		77	河川等の被災状況調査及び応急措置
施設部		78	内水排除活動
			水防施設及び重要水防区域等の巡視警戒
			江別市水防計画に定める水防活動
	施設第1班	81	公園緑地等の被害調査及び応急措置
	7,017,71	82	公共建築物及び市営住宅の応急工事
	#たきかなり が	83	応急危険度判定
	施設第2班	84	被災者住宅に対する融資・貸付け
		85	応急仮設住宅の手配及び入居手続きと維持管理
	水道総務班		部内の調整及び集約
	浄水場対策班	87	取水、導水、浄水、配水施設等の災害応急対策及び復旧対策
	CA C Committee and	88	被害状況の把握
1.344.45	給水・修理対策班		飲料水の確保、給水
水道部			配水管等の災害応急対策及び復旧対策
	下水道管渠対策班	91	下水道施設の被害調査
		92	下水道施設の災害応急対策及び復旧対策
	浄化センター・ ポンプ場対策班		浄化センター施設の災害応急対策及び復旧対策
	ルノノ杨刈 東班	94	ポンプ場施設の災害応急対策及び復旧対策
		95 96	救護部と連携した避難所の開設及び運営 小中学校及び開設した避難所への災害情報掲示板の設置・運営
教育・援護部	教育対策班	97	小中子校及び開設した避難所への炎害情報掲示板の設直・連呂 児童・生徒の被害状況調査
			応急教育及び児童・生徒への給食・学用品の提供
			院内被災者の応急医療
			入院患者など在院者の状況確認と情報集約
			医療資源の状態確認と情報集約
医连动	医性水		入院患者の療養継続又は転院、搬送調整
医療部	医療班		院外被災者の応急医療
			医薬品及び医療資材の確保
			医療情報の収集伝達
			派遣医療班の受援
			消防計画及び水防計画による災害活動の実施
	消防第1班		人命救助
消防部	101/0/2017/0		消防団等との連絡調整
			その他災害時の消防活動
	消防第2班	111	消防第1班の支援

4 防災施設

指定緊急避難場所一覧

住区	모색	No	A7 1/1-	5C 7T-14h	加索工品	指定	定緊急	避難場所	指定避難所
	区域	No	名称	所在地	収容人員	地震	洪水	土砂災害	との重複
		1	江別第一小学校グラウンド	緑町西 1丁目37	3, 345	0			
		2	江別第一小学校	松山四丁 1 日 2 1	996			0	0
		3	飛烏山公園	緑町西2丁目11-1~4	28, 320	0			
		4	江別第三中学校グラウンド	####EUT 9.1	7,300	0			
	条丁目	5	江別第三中学校	牧場町21	990		0	0	0
	緑町		元江別公園	元町35-1・2	2,720	0			
	萩ヶ岡	7	弥生公園	弥生町9	1,020	0			
	王子		みづほ公園	弥生町22	1,540	Ō			
えべつ	元町		中央公民館・コミュニティセンター	3条5丁目11-1	480			0	0
,, ,,	牧場町 若草町	_	選教寺	6条5丁目	130			Ö	0
	石草叫 一番町 弥生町		JA道央江別支店	6条8丁目1	180			Ö	Ö
			真願寺	7条8丁目	140			Ö	0
		**************************************		勤労者研修センター	緑町西1丁目103	150			Ö
			光雲寺	緑町西2丁目	50			Ö	0
			青年センター	緑町西2丁目11	680			0	0
			江別元町地区センター	元町1-2	140			0	0
	,I\≡⊥			7CMJ 1-2	(5.7.7)	1			0
	小計		箇所 「おがのさん間」		48, 181		_		
			すぎのき公園	元江別835-4・864-1	720	_			
			対雁小学校グラウンド	見晴台17-1	5, 470	0			
			対雁小学校	The control of the co	1,280	_	0	0	0
	->-		いきいき公園	見晴台100-7	1,830				
	元江別		市民会館緑地	高砂町6	1,200	0			
	見晴台 元江別本町		市民会館		550		0	0	0
	高砂町	23	旧江別高校グラウンド	向ケ丘26	23,590	0			
	向ヶ丘	24	中央小学校グラウンド	向左后54	6,780	0			
中央	中央町	25	中央小学校	- 向ケ丘54	1,210		0	0	0
中央	幸町	26	北海道消防学校(屋外)	中央町16	20, 110	0			
	錦町		北海道消防学校(屋内)	中央町16	844		0	0	0
	対雁		ほほじろ公園	幸町16	1,060	0			
	工栄町 いずみ野		いずみ野小学校グラウンド		8,430	O			
			いずみ野小学校	対雁113-1	960		0	0	0
			ふれあいワークセンター	錦町3-5	210		ŏ	Ö	0
			総合社会福祉センター	錦町14-87	330		0	ő	0
			江別工業会館	工栄町15-1	250			0	0
	/IV≣±		位別工業云照 箇所	工术叫15-1	74, 824	1	_		
	小計						T		
			江別高校グラウンド	上江別444-1	19,500	0			
	上江別 上江別東町		江別高校	Emiliar September (1990 September 1990)	1,590		0	0	0
			江別第一中学校グラウンド	上江別西町40	8,600	0		_	
	上江別西町		江別第一中学校		980		0	0	0
上えべつ	上江別南町	38	上江別南町公園	上江別南町3-5~12・4-5					
	ゆめみ野東町	39	上江別公園	ゆめみ野東町21-2	5,570	_			
	1,5 (1) (1) (1) (1)	40	上江別小学校グラウンド	ゆめみ野南町9-3	6,850	0			
		41	上江別小学校	0 0 1 H H 12 0 0	1,390			0	0
	小計	8	箇所		47,850	人			
		42	泉の沼公園	東光町31-1・2	19,300	0			
	1.00	43	江別太小学校グラウンド	*********	6,600	0			
	大川通	44	江別太小学校	朝日町25-2	881			0	0
	江別太 東光町		からまつ公園	あけぼの町7	2,110	0			
	朝日町		江陽中学校グラウンド		8, 240				
江陽	あけぼの町		江陽中学校	- 萌えぎ野中央10-2	890	_		0	0
	萌えぎ野西		江別太公園	萌えぎ野東1-1・2	5,440	_			
	萌えぎ野中央		東光児童センター	東光町27-7	110	_		0	0
	萌えぎ野東		江別市区画整理記念会館	朝日町11-15	120	_	<u> </u>	0	0
			江別河川防災ステーション	大川通6	210	_		0	0
	15=1			八川地0			_		0
	小計		箇所 <u></u> 曲視 小学校 ゲミウン ド		43, 901				
	豊幌		豊幌小学校グラウンド	豊幌419	2,770	_			_
	豊幌花園町	53	豊幌小学校		540	_		0	0
			豊幌公園	豊幌花園町23-8・9	5,600				
豊幌	豊幌美咲町			豊幌353-9			1		0
豊幌	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ	55	豊幌研修センター	man in a	80	_	_	1,750	
豊幌	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町	55 56	豊幌研修センター 豊幌地区センター	豊幌686-10	140			Ö	0
豊幌	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ	55 56 5	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所	man in a	140 9, 130	人		1,750	0
豊幌	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町	55 56 5	豊幌研修センター 豊幌地区センター	豊幌686-10	140	人		1,750	0
豊幌	豊幌美咲町豊幌はみんぐ町	55 56 5 57	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所	man in a	140 9, 130	人 〇		1,750	0
豊幌	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町	55 56 5 57 58	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所 江別市都市と農村の交流センター(屋外)	豊幌686-10 - 美原1445	9, 130 11, 050	<u>ک</u>		0	
豊幌	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町 小計 美原 篠津 中島	55 56 5 57 58 59	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所 江別市都市と農村の交流センター(屋外) 江別市都市と農村の交流センター(屋内)	豊幌686-10	140 9,130 11,050 480	人 ○		0	
	豊幌美咲町豊幌はみんぐ町	55 56 5 57 58 59 60	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所 江別市都市と農村の交流センター(屋外) 江別市都市と農村の交流センター(屋内) 北光小学校グラウンド	豊幌686-10 美原1445 篠津805-3	140 9,130 11,050 480 7,880	人 ○		0	0
	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町 小計 美原 篠津 中島	55 56 5 57 58 59 60 61	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所 江別市都市と農村の交流センター(屋外) 江別市都市と農村の交流センター(屋内) 北光小学校グラウンド 北光小学校	豊幌686-10 - 美原1445	140 9,130 11,050 480 7,880 550	A 0		0	0
	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町 小計 美原 篠津 中八幡	55 56 5 57 58 59 60 61 62	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所 江別市都市と農村の交流センター(屋外) 江別市都市と農村の交流センター(屋内) 北光小学校グラウンド 北光小学校 八幡自治会館グラウンド	豊幌686-10 美原1445 篠津805-3	140 9, 130 11, 050 480 7, 880 550 9, 940 30	人 ○ ○		0	0
	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町 小計 美原津 中島 八幡	55 56 5 57 58 59 60 61 62 6	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所 江別市都市と農村の交流センター(屋外) 江別市都市と農村の交流センター(屋内) 北光小学校グラウンド 北光小学校 八幡自治会館グラウンド 八幡自治会館	豊幌686-10 美原1445 篠津805-3 -八幡104-3	140 9,130 11,050 480 7,880 550 9,940 30 29,930	Д О О		0	0
	豊幌美咲町 豊幌はみんぐ 町 小計 美原 篠津 中八幡	55 56 57 58 59 60 61 62 6	豊幌研修センター 豊幌地区センター 箇所 江別市都市と農村の交流センター(屋外) 江別市都市と農村の交流センター(屋内) 北光小学校グラウンド 北光小学校 八幡自治会館グラウンド	豊幌686-10 美原1445 篠津805-3	140 9, 130 11, 050 480 7, 880 550 9, 940 30	人○→人○		0	0

住区	区域	No	Ø Pr	5C #= 14h	収容する	指統	定緊急	避難場所	指定避難所
1土区	区以	No	名称	所在地	収容人員	地震	洪水	土砂災害	との重複
		65	中央中学校グラウンド	-新栄台57	11,210	0			
		66	中央中学校	利木百37	1,210		0	0	0
		67	野幌高校グラウンド	- 元野幌740	20,430	0			
		68	野幌高校	7元至79光140	960		0	0	0
		69	湯川公園	野幌寿町19-1~9ほか	19,860	0			
		70	野幌屯田町公園	野幌屯田町22-11~14	6,070	0			
	0.0000000000000000000000000000000000000	71	若草公園	野幌町6	1,460	0			
	元野幌	72	旭公園	野幌町44	860	0			
	野幌寿町 野幌屯田町	73	のぎく公園・生協野幌店駐車場	野幌松並町9-7~10	1,710	0			
	野幌美幸町	74	野幌末広町公園	野幌末広町3-1~5・12・42-1	4, 240	0			
	野幌町	75	えんじゅ公園	野幌末広町22-8・9	1,370	0			
のっぽろ	野幌松並町	76	ゆりのき公園	野幌住吉町29-13~15・48	710	0			
	野幌末広町	77	江別第二小学校グラウンド		6,990	_			
	野幌住吉町	現住吉町 70 江川第二小学校 野幌代々不町39	1,540	_	0	0	0		
	野幌代々木町 新栄台	79	江別第二中学校グラウンド		9,660	_			
	机木口	80	江別第二中学校	野幌代々木町53	1,200	_	0	0	0
		81	市民体育館	野幌町9	1,050	-	Ö	0	0
		82	野幌公民館	野幌町13-6	610	_	0	0	0
		1707	天徳寺	野幌町49	180	-		Ö	0
		84	よつば保育園	野幌住吉町37-7	347			0	0
		1		杜の台記念会館	野幌屯田町23-6	130	-		0
			野幌中央緑地 集いの広場	野幌町33-18・19、93-1、98	1, 262	-		0	0
	小計			王子明元中133-10、13、33-1、30	93, 059		_		
	75日	-	むつみ公園	野幌東町39		$\overline{\bigcirc}$	Г		
		88		到"光米" 33	6,060	_			
		89	東野幌小学校グラウンド 東野幌小学校	東野幌町48	1,060		0	0	0
				######################################		_	0	U	0
		90	さくら公園	東野幌町28-1~5・10・25	1, 190	-			
			もみじ公園	東野幌本町31	970	-			
		92	緑ケ丘緑地	緑ケ丘14-1~7	4, 460	_			
			あかげら公園	緑ケ丘35-1	1, 140	_			
		94	野幌南緑地	緑ケ丘57-1~4	660	_			
			野幌若葉小学校グラウンド	野幌若葉町5-3	7,230			_	_
		25/25/2	野幌若葉小学校	my tel distance o	970		0	0	0
	野幌東町	97	とちのき公園	野幌若葉町32	1,520	_			
	東野幌町	98	ななかまど公園	野幌若葉町57	880	_			
	東野幌本町	99	やまぼうし公園	あさひが丘25-4	710				
- 12° 7 0° -	緑ヶ丘	100	千古園	東野幌375-1	3, 480	-			
のっぽろ鉄南	野幌若葉町 あさひが丘		旧下の月小学校グラウンド	東野幌742-4	5,050	-			
	東野幌		野幌小学校グラウンド	西野幌252	6,860	_			
	西野幌		野幌小学校		520	_	0	0	0
			野幌中学校グラウンド	西野幌92-3	10,270				
			野幌中学校		1,250	_	0	0	0
			道立野幌総合運動公園(屋外)	西野幌481	16,200	_			
			道立野幌総合運動公園(屋内)		2, 100	_	0	0	0
			東野幌青少年会館	野幌東町62-3	160	-	0	0	0
	1		野幌鉄南地区センター	東野幌本町62-1	130	-	0	0	0
			北海道情報大学	西野幌59-2	320	-		0	0
		111	野幌農村環境改善センター	西野幌157	90		0	0	0
		112	東野幌体育館	東野幌町28-23	640		0	0	0
		113	立命館慶祥中学校・高等学校グラウンド	西野帽G40-1	722	0			
		114	立命館慶祥中学校・高等学校	-西野幌640-1	1770		0	0	0
	/l\≣ +	28	箇所		76,882	人			

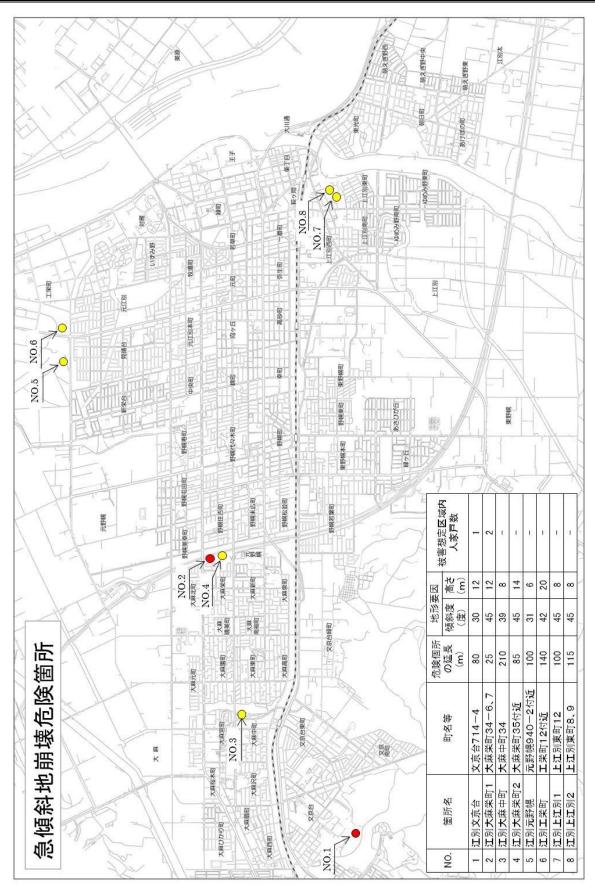
住区	区域	No	AT SITE	5C7-14h	収容可能	指定	它緊急	避難場所	指定避難所
1±区	区以	No	名称	所在地	人員	地震	洪水	土砂災害	との重複
		115	大麻東小学校グラウンド	大麻東町32	3,900	0			
		116	大麻東小学校	人	1,330		0	0	0
	I shashama	117	大麻東公園	大麻東町35	5,540	0			
	大麻高町 大麻東町	118	そのまち公園	大麻園町35~36	2,030	0			
	大麻園町	119	はるみ公園	大麻晴美町11	1,670	0			
	大麻晴美町	120	青葉公園	大麻栄町15	730	0			
東おおあさ	大麻南樹町	121	あかしや公園	大麻栄町35-1	940	0			
果のののこ	大麻栄町	122	若葉公園	大麻新町10-12	830	0			
	大麻新町 大麻泉町	123	大麻泉小学校グラウンド	大麻泉町27	6,000	0			
	大麻北町	124	大麻泉小学校	入林永叫41	990		0	0	0
	7 (7)	125	大麻東中学校グラウンド	大麻697-1	10,110	0			
		126	大麻東中学校	入林097-1	1,060		0	0	0
		127	大麻東地区センター	大麻東町13-11	130			0	0
	小計	13	箇所		35, 260	人			
*		128	にしまち公園	大麻西町2-2・西町29	1,300	0			
		129	おうぎまち公園	大麻扇町18~20・西町30・31	1,410	0			
		130	大麻西小学校グラウンド	-大麻扇町1	4,500	0			
	3	131	大麻西小学校	人麻廟叫	800		0	0	0
		132	大麻西公園	大麻沢町27・30・31・37	17,850	0			
	大麻	133	大麻中学校グラウンド	Antret IIIr I	10,900	0			
	大麻西町		大麻中学校	大麻宮町1	1,120		0	0	0
	大麻扇町	135	大麻小学校グラウンド	1. rt = mr 0	3,300	0			
	大麻沢町	136	大麻小学校	大麻宮町2	1,130		0	0	0
西おおあさ	大麻宮町 大麻中町	137	みやまち公園	大麻宮町9	1,330	0			
	大麻元町	138	大麻中央公園	大麻宮町10・中町34	3,010				
	大麻桜木町大麻ひかり町	139	なかまち公園	大麻中町30	940	0			
		140	なかよし公園	大麻中町31-1・32・33	1,790	0			
		141 大麻高校グラウンド		I also as a same	21, 150	0			
		142	大麻高校	大麻ひかり町2	1,690			0	0
		143	大麻公民館・江別市民文化ホール	大麻中町26-7	440		0	0	0
			大麻体育館	大麻中町26-17	1,230		0	Ō	Ö
		145	大麻西地区センター	大麻沢町26-2	160		0	0	0
	小計	18	箇所		74, 050	人			
			札幌学院大学(屋外)	4-4-611	10,000	_			
			札幌学院大学 (屋内)	文京台11	3, 247			0	0
			札幌学院大学第2キャンパスグラウンド	文京台63	23,640	0			
			北翔大学グラウンド		28,800				
			北翔大学	文京台23	2, 250	_		0	0
			はんのき公園	文京台東町8-1	1,580	0			
	文京台		ならのき公園	文京台南町51-5	680	Ō			
	文京台東町 文京台東町		酪農学園大学グラウンド		9,980	O			
文京台	文京台南町		酪農学園大学	文京台緑町582	2,130			0	0
	文京台緑町	-	とわの森三愛高校グラウンド(1)	Lada & All mara on	13, 170	0			
			とわの森三愛高校	文京台緑町569	2,410			0	0
			とわの森三愛高校グラウンド(2)	Lists & All mars on	13,870	0			
			とわの森三愛高校第2校舎体育館	文京台緑町582	396			0	0
			文京台地区センター	文京台7-4	280			0	0
			文京台小学校グラウンド	N - 0.00 000	3, 200	0			
			文京台小学校	文京台70	900		0	0	0
		16		<u> </u>	116, 533				
		161	1. ****** ******************************		656, 505				
	HPI	101			030, 303	/\			

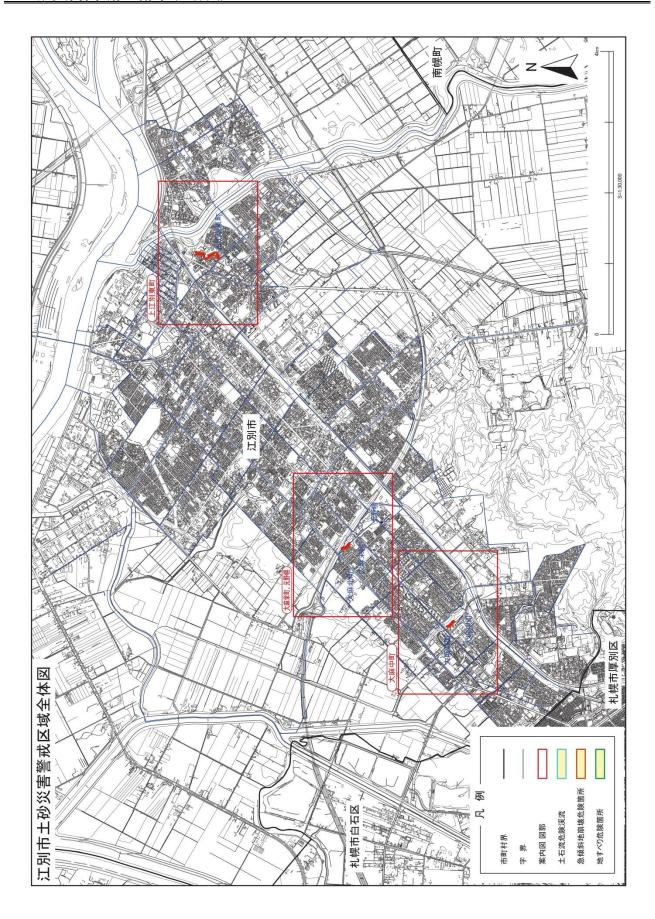
指定避難所一覧

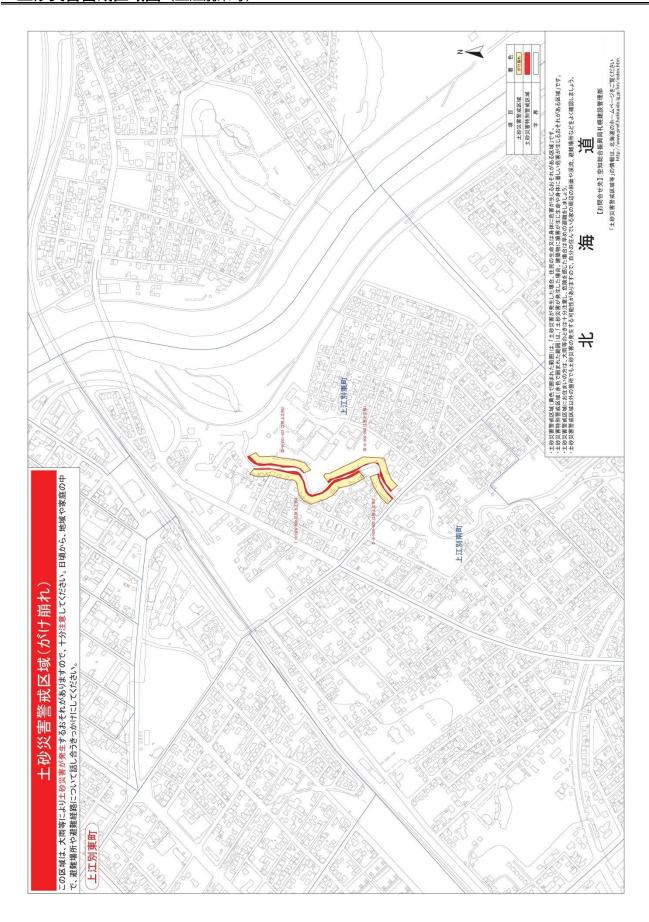
住区	区域	No	名称	所在地	収容人員	管理者	電話番号
		1	中央公民館・コミュニティセンター	3条5丁目11-1	480	江別振興公社	382-2376
		2	選教寺	6条5丁目	130	住職	382-2115
			JA道央江別支店	6条8丁目1		江別支店長	382-4111
	条丁目 緑町 萩ヶ岡	4	真願寺	7条8丁目		住職	382-3125
> ^*~	王子 元町 牧場町 若草町 一番町 弥生町	5	江別第一小学校	緑町西1丁目37		学校長	382-3016 385-1959
えべつ		7	勤労者研修センター 光雲寺	緑町西1丁目103		NPO法人江別IT技術者協会 住職	385-1959
		8	青年センター	緑町西2丁目 緑町西2丁目11		スポーツ振興財団	383-1221
		9	江別元町地区センター	元町1-2		元江別地区自治会連合会	389-5356
		10	江別第三中学校	牧場町21		学校長	382-2080
	小計		箇所	10104 4-1	3, 936		
	100 100 100	11	市民会館	高砂町6	550	日興美装工業 (株)	383-6446
	元江別 見晴台 元江別本町 高砂町 向ケ丘 中央町 幸町	12	中央小学校	向ケ丘54	1,210	学校長	384-3001
		13	北海道消防学校	中央町16		学校長	382-4161
		14	ふれあいワークセンター	錦町3-5		シルバー人材センター	384-3771
中央	錦町 対雁 工栄町	15		錦町14-87		社会福祉協議会	385-1234
	いずみ野	16	いずみ野小学校	対雁113-1		学校長	381-5090
		17	対雁小学校 江別工業会館	見晴台17-1 工栄町15-1		学校長 理事長	382-2004 384-3262
L	小計	_	箇所	工木町15-1	5,634		304 3202
	上江別 上江別東町		江別第一中学校	上江別西町40		学校長	383-0011
L >	上江別西町 上江別南町	20	上江別小学校	ゆめみ野南町9-3		学校長	380-1122
上えべつ	ゆめみ野東町 ゆめみ野南町	21		上江別444-1		学校長	382-2173
	小計		箇所		3, 960	Д	
	十川漢 江田十 羊小郎	22	東光児童センター	東光町27-7		江別市	383-3197
	大川通 江別太 東光町 朝日町 あけぼの町		江別市区画整理記念会館	朝日町11-15		東部地区施設管理協議会	383-4331
江陽	萌えぎ野西 萌えぎ野中央	24	江別太小学校	朝日町25-2	_	学校長	382-2580
	萌えぎ野東	25	江別河川防災ステーション	大川通6		江別市	381-9177
	.1.51	_	江陽中学校	萌えぎ野中央10-2		学校長	385-0851
	小計	27	箇所 豊幌研修センター	豊幌353-9	2, 211	自治会	384-6559
00000000	宣院 宣院化園可 豊幌美咲町	28	豊幌小学校	豊幌419		学校長	383-4440
豊幌	豊幌はみんぐ町	29	豊幌地区センター	豊幌686-10		豊幌両自治会連絡協議会	380-1002
	小計	_	箇所	112/0000 10	760		000 1002
江北		_	江別市都市と農村の交流センター	美原1445	480	えべつ市民活動団体 江北まちづくり会	384-0285
	美原 篠津 中島 八幡	31	八幡自治会館	八幡104-3	30	自治会	384-6464
77-10	11-51		北光小学校	篠津805-3		学校長	383-1031
	小計	_	箇所	1	1,060		
角山	角山	33	文化財整理室	角山453		江別市	802-5750
1	小計	_	箇所	開発を開かれる	155		204 5001
	元野幌 野幌寿町 野幌屯田町 野幌美幸町 野幌町 野幌松並町 野幌末広町 野幌住吉町 野幌代々木町 新栄台	34	市民体育館 野幌公民館	野幌町9 野幌町13-6		スポーツ振興財団 江別振興公社	384-5001 382-2414
		36	天徳寺	野幌町49		住職	382-2345
		_	江別第二小学校	野幌代々木町39		学校長	383-0015
a 17°7		38	江別第二中学校	野幌代々木町53		学校長	382-2456
のっぽろ		39	よつば保育園	野幌住吉町37-7		江別市	389-3700
		40	杜の台記念会館	野幌屯田町23-6	130	自治会	383-4609
		41	中央中学校	新栄台57	1,210	学校長	385-5581
		_	野幌高校	元野幌740		学校長	382-2477
	小計	_	箇所	mater than a	7, 227		1 000 0100
		43	東野幌青少年会館	野幌東町62-3		野幌鉄南自治連合会	383-3196
		44	野幌若葉小学校 野幌鉄南地区センター	野幌若葉町5-3		学校長 野幌鉄南地区自治会連合会	385-3131 382-1601
			北海道情報大学	東野幌本町62-1 西野幌59-2		学長 学長	385-4411
	野幌東町 東野幌町		野幌中学校	西野幌92-3		学校長	382-2486
のっぽろ	東野幌本町緑ヶ丘		野幌農村環境改善センター	西野幌157		江別市	384-0960
鉄南	野幌若葉町 あさひが丘 東野幌 西野幌		野幌小学校	西野幌252		学校長	382-2151
	不利九 四年现		道立野幌総合運動公園	西野幌481	2,100	道体育文化協会	384-2166
			東野幌体育館	東野幌町28-23		スポーツ振興財団	382-5000
			東野幌小学校	東野幌町48		学校長	382-3158
			立命館慶祥中学校・高等学校	西野幌640-1		学校長	381-8888
			出來自小学校	十成白 Broz	9,010		200 0727
	大麻高町 大麻東町 大麻園町		大麻泉小学校 大麻東地区センター	大麻泉町27 大麻東町13-11		学校長 大麻第二住区自治連合会	386-0737 386-6299
東おおあさ	大麻晴美町 大麻南樹町 大麻栄町 大麻新町		大麻東小学校	大麻東町32		大麻弟—住区目宿連合会 学校長	386-5361
水のののこ	大麻泉町 大麻北町	_	大麻東中学校	大麻697-1		学校長	387-0732
L	小計	_	箇所	14.400.431.4	3,510		
	721		大麻公民館・江別市民文化ホール	大麻中町26-7		江別振興公社	387-3120
	Large Large man Large man	59	大麻体育館	大麻中町26-17	1,230	スポーツ振興財団	887-6800
	大麻 大麻西町 大麻扇町 大麻沢町 大麻宮町		大麻西地区センター	大麻沢町26-2		江別市	387-0221
西おおあさ	大麻中町 大麻元町	_	大麻中学校	大麻宮町1		学校長	386-5341
	大麻桜木町 大麻ひかり町	_	大麻小学校	大麻宮町2		学校長	386-5301
			大麻西小学校	大麻扇町1		学校長	386-5013
	.1.=1		大麻高校	大麻ひかり町2		学校長	387-1661
	小計	65	箇所 文京台地区センター	文京台7-4	6,570	文京台地区センター指定管理会	386-7095
			北翔大学	文京台23	2, 250		386-8011
		_	札幌学院大学	文京台11	3, 247		386-8111
A	文京台 文京台東町		文京台小学校	文京台70		学校長	386-7700
文京台	文京台南町 文京台緑町		とわの森三愛高校	文京台緑町569		理事長	386-3111
			とわの森三愛高校第2校舎体育館	文京台緑町582		理事長	386-3111
			酪農学園大学	文京台緑町582-1		理事長	386-1111
		1.1	即成了四八丁	XX 11/4/ 1005 I	2,100	TTT	000 1111
		7	箇所	XX E144-1005 1	11, 613 55, 646	λ	000 1111

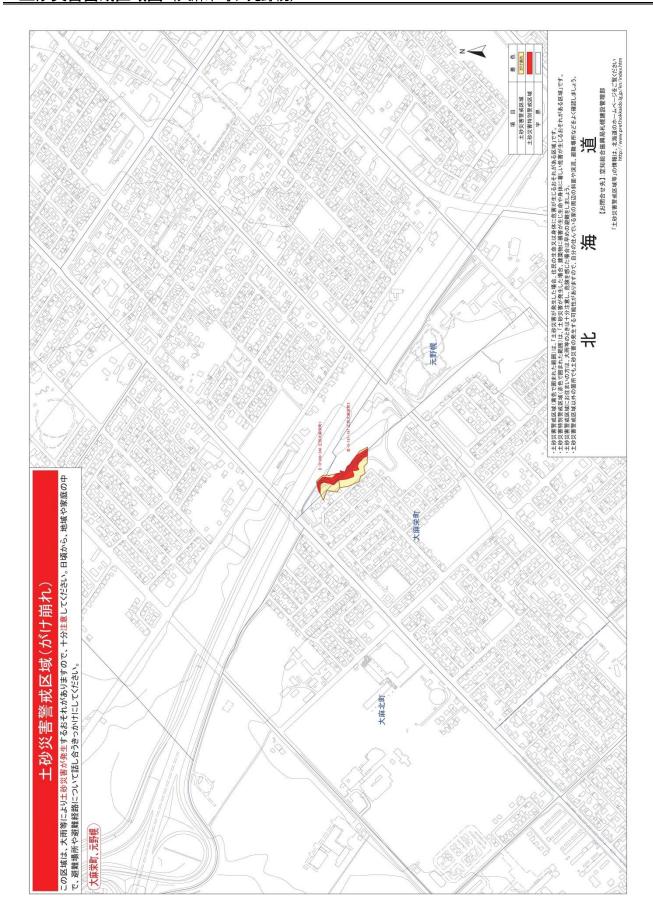
家畜避難所一覧

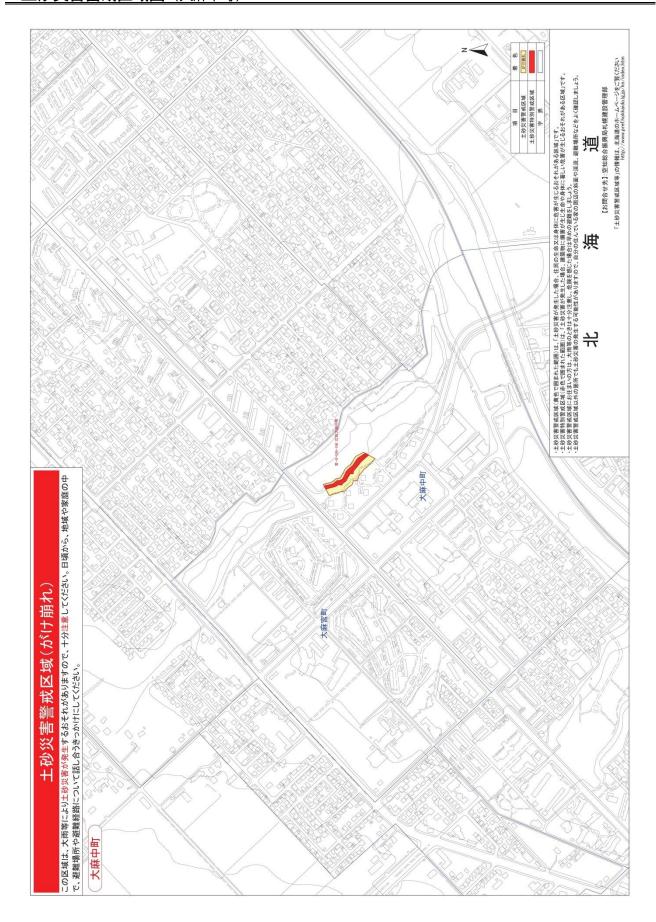
11h (愈	育頭数(令和5年	2月現在》)		避難所		
地区	乳牛	肉牛	馬	豚	計(頭)	避難所名	所有者	面積(ha)	
八幡	0	242	0	0	242				
篠津	843	0	3	5	851	篠津防風林	石狩森林管理署	1.5	
中島	57	0	0	0	57	1余伴仍烟仍	们	1.5	
美原	0	157	0	0	157				
江別太	454	82	0	0	536				
東西野幌	1,059	192	1	0	1, 252	-江別市農村広場	江別市	2.5	
大麻	352	14	15	0	381				1,1,1,1,1
上江別	0	31	0	0	31				
元野幌	275	82	2	102	461	家畜避難所 (8ヶ所)	農業者	1.0	
角山	1,656	0	30	1,452	3, 138	家畜避難所 (15ヶ所)	農業者	3.2	
合計	4, 696	800	51	1, 559	7, 106	25	ケ所	8. 2	











6 協力協定・相互応援協定

江別市と各団体の災害時協力協定一覧

○自治体及び関係機関

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
1	北海道開発局	平成22年5月26日	土木施設等の被害状況把握・応急措置準備
2	高知県土佐市	平成25年8月2日	友好都市間の災害時における相互支援
3	財務省北海道財務局	平成26年3月28日	有価物の分別等災害応急対策応援
4	陸上自衛隊第11高射特科隊	平成26年11月17日	災害応急対策活動
5	北海道	平成27年3月31日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援

○民間企業及び民間団体

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
1	日本通運株式会社札幌支店	平成16年7月1日	応急物資の輸送
2	生活協同組合コープさっぽろ	平成16年7月1日	応急物資の供給
3	株式会社セコマ	平成16年7月1日	応急物資の供給
4	株式会社菊水	平成16年7月1日	応急物資の供給
5	北海道中央食糧株式会社	平成16年7月1日	応急物資の供給
6	広谷製パン株式会社	平成16年7月1日	応急物資の供給
7	株式会社マルカツ	平成16年7月1日	応急物資の供給
8	株式会社レンタコム北海道	平成17年5月1日	応急物資の供給
9	北電興業株式会社	平成17年6月27日	避難所広告付き看板の掲出
10	一般社団法人江別建設業協会	平成18年12月27日	応急・復旧活動の支援
11	イオン北海道株式会社	平成19年9月5日	応急物資の供給
12	江別河川防災環境事業協同組合	平成20年8月25日	応急・復旧活動の支援
13	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成21年2月27日	応急物資の供給、自動販売機の電光掲示板による情報発信
14	一般社団法人北海道エルピーガス災害対策協議会	平成22年10月22日	応急・復旧活動の支援
15	江別石油事業協同組合	平成23年10月1日	燃料の供給
16	株式会社スコレー	平成24年4月6日	応急物資の供給
17	株式会社ツルハ	平成25年1月31日	応急物資の供給
18	株式会社共成レンテム	平成25年3月19日	応急物資の供給
19	生活協同組合コープさっぽろ	平成25年7月12日	応急物資の輸送
20	ヤマトホームコンビニエンス株式会社北海道統括支店	平成25年10月1日	応急物資の供給
21	ヤマト運輸株式会社千歳主管支店	平成25年10月1日	応急物資の輸送
22	一般社団法人札幌地区トラック協会江別支部	平成25年11月28日	応急物資の輸送
23	大塚製薬株式会社札幌支店	平成25年12月13日	応急物資の供給
24	江別リサイクル事業協同組合	平成26年2月3日	廃棄物収集運搬の協力
25	江別市内郵便局	平成26年3月31日	市内郵便局との相互協力
26	一般社団法人江別青年会議所	平成26年8月21日	防災活動に関する協力
27	一般財団法人北海道電気保安協会	平成27年2月19日	応急・復旧活動の支援
28	社会福祉法人北海道友愛福祉会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
29	社会福祉法人北叡会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
30	医療法人はるにれ	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
31	社会福祉法人長井学園	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
32	社会福祉法人すばる	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
33	社会福祉法人江別昭光福祉会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
34	一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
35	社会福祉法人えべつ幸誠会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
36	医療法人英生会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
37	社会福祉法人葵新生会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
38	江別測量設計業協会	平成27年7月8日	応急・復旧活動の支援
39	札幌電気工事業協同組合	平成27年7月21日	応急・復旧活動の支援
40	三和物流サービス株式会社	平成27年10月6日	応急物資の供給
41	DCMホーマック株式会社	平成28年11月1日	応急物資の供給
42	株式会社メディセオ	平成29年1月17日	応急物資の供給
43	株式会社セブン - イレブン・ジャパン	平成29年2月24日	応急物資の供給
44	株式会社ジョイフルエーケー	平成29年5月31日	応急物資の供給
45	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成29年7月27日	応急物資の供給
46	株式会社ナガワ	平成29年8月22日	応急物資の供給
47	医療法人藤花会江別谷藤病院	平成30年2月2日	専用水道の使用
48	イオン北海道株式会社	平成31年3月27日	専用水道の使用
49	LINEヤフー株式会社	平成31年4月8日	情報発信
50	王子コンテナー株式会社札幌工場	令和2年2月4日	応急物資の供給
51	角山開発株式会社	令和2年3月31日	廃棄物の処理
52	ホテルリボーン野幌	令和2年8月11日	施設の利用
53	市民交流施設運営協議会(市民交流施設ぷらっと)	令和2年8月17日	一時滞在施設の提供
54	株式会社JSP北海道工場	令和2年9月25日	応急物資の供給
55	安全永楽交通株式会社江別支店	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
56	大麻つばめ交通株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
57	東交通株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
58	山崎自動車工業株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
59	北海道三菱自動車販売株式会社	令和2年11月27日	次世代自動車からの電力供給
60	株式会社バカン	令和3年1月20日	避難施設における情報の提供
61	ダスキンレントオール札幌イベントセンター	令和3年3月17日	応急物資の供給
62	北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社	令和3年3月31日	大規模災害時の相互協力
63	社会福祉法人日本介護事業団	令和3年3月31日	福祉避難所の設置運営
64	夕張鉄道株式会社	令和3年12月21日	要配慮者等の避難輸送協力
65	北海道レッカー事業組合	令和3年12月28日	応急・復旧活動の支援
66	株式会社ダイナム	令和4年5月9日	車中泊避難における施設の利用協力
67	王子エフテックス株式会社江別工場	令和4年12月22日	工業用水道の使用
68	三井住友海上火災保険株式会社	令和5年9月26日	損害調査結果の提供及び利用への協力
69	一般社団法人北海道建築士会札幌支部	令和6年1月31日	応急危険度判定活動における連携

(締結順)

7 その他の資料

気象警報・注意報等発表基準(江別市)

	府県予報区		石狩·空知·後志地方	ī		
江別市	一次細分区	域	石狩地方			
	市町村等を	まとめた地域	石狩中部			
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12		
	人的	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136		
			流域雨量指数基準	早苗別川流域=8.1, 野津幌川流域=16.6, 幌向川流域=26.7, 厚別川流域=33.6		
	洪水		複合基準*1	_		
警報			指定河川洪水予報 による基準	石狩川下流[月形・石狩大橋・篠路], 豊平川[雁来], 千歳川[裏の沢], 夕張川[清幌橋], 幾春別川[西川向]		
	暴風		平均風速	18m/s		
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う		
	大雪		降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm あるいは 12時間降雪の深さ40cm		
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	大雨		表面雨量指数基準	7		
	人的		土壌雨量指数基準	87		
			流域雨量指数基準	早苗別川流域=6.4, 野津幌川流域=13.2, 幌向川流域=21.3, 厚別川流域=26.8		
	洪水		複合基準*1	早苗別川流域=(5, 6.4)		
			指定河川洪水予報 による基準	石狩川下流[石狩大橋],豊平川[雁来],千歳川[裏の沢],夕張川[清幌橋]		
	強風		平均風速	13m/s		
	風雪		平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う		
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
	波浪		有義波高			
注意報	高潮		潮位			
	雷		落雷等により被害が			
	融雪		70mm以上:24時間雨	国量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧		視程	200m		
	乾燥		最小湿度30% 実効為			
	なだれ		①24時間降雪の深さ ②積雪の深さ50cm以	30cm以上 ↓上で、日平均気温5℃以上		
	低温		5月~10月:(平均気) 11月~4月:(最低気)	温)平年より5℃以上低い日が2日以上継続 温)平年より8℃以上低い		
	霜		最低気温3℃以下			
	着氷					
	着雪		気温0℃くらいで、強力	隻並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短問	持間大雨情報		1時間雨量	100mm		

^{*1(}表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

出典:気象庁ホームページ

災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入 と対比して 算定する。
	海岸	JJ	堤防、護岸、突堤等	II .	<i>II</i>
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	IJ
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防潮堤を 含む)	道施行1カ所 120万円以上	II
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施 設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	IJ
	急傾斜地 崩壊防止 施設	II	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁 壁、排水施設等	II.	11
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	"
法	港湾	国、管理 組合、市 町村	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外郭施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通 施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	11
	漁港	国、道、 市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	11
	下水道	道、市町 村	公共下水道、流域下水道、都市下水 路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	"
	公園 等	n	都市公園及び社会資本整備重点計画 法施行令第2条第2号に掲げる公園若 しくは緑地の園路・広場、修景施 設、休養施設、運動施設等	n	IJ
空港法	空港	国、道、 市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設)、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)	1 施設 120万円以上	80/100
	農地	道、市町 村、土地 改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通 常)、8/10、 9/10(高率 該当分)
	農業用施設	道、市町 村、土地 改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施 設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10(通 常)、9/10、 10/10(高率 該当分)
害復旧事業費国庫	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10~ 6.5/10(通 常)、7.5/10 ~10/10(高 率後)
補助の暫 定措置に 関する法 律	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離 岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又 は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合の維持管 理に属する外郭施設、係留施設、水 域施設)	1カ所 40万円以上	6.5/10(通 常)、9/10、 10/10(高率 該当分)

適用法令	事業名	事業主体		対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率		
	共同利用 施設	市町村、組合	倉川他	車、加工施設、共同作業場、その	一般災害:1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限る。): 1カ所 13万円以上	2/10(一般災害)、 3/10、 4/10、 5/10、9/10 (激甚災害)		
			業実施	土地改良法第85条、第85条の2、 第85条の3、第87条の2の規定に 基づいて国が実施している土地 改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区に おける1カ所の復旧事業費75万円 以上のものの合算額)が500万円 以上で、当該地区における当該年 度残事業費の100分の1を超えるも の。			
土地改良法	農業用施設	国	地区	北海道が、土地改良法第89条の 規定に基づき農林水産大臣から 工事の委任を受けて実施してい る土地改良事業地区	1カ所 75万円超	土地改良法 施行令第52 条第1項第3 号、第4項及		
14	пх		事業完	基本事業が完了したもので、当 該土地改良財産を土地改良法第 94条の6の規定に基づき土地改良 区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	び第6項の規 定に基づき 算定する。		
				了	了地	基本事業が完了したもので、当 該土地改良財産を土地改良法第 94条の6の規定に基づき土地改良 区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超・工事が高度な技術を要するとき・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
	災害公営 住宅整備 事業	主宅整備 垣、川川			・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で500戸以 上又は、一市町村の区域内で200 戸以上若しくはその区域内全住宅 の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以 上又は、一市町村全住宅の1割以上	建設又は買取り2/3 (激 抵災害の場 合3/4) 借上げ2/5		
			災領	害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者 負担基準額との差額	2/3 (激甚災 害の場合、 当初5年間は 3/4)		
公営住宅法	既設公営 住宅復旧 事業	道、市町 村	既記	役公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅 建設の場合の標準建設費を適用	1/2 (激表で) (激表で) (激表合収復を) (水形で) (水形で		
			既設公営住宅の補修		戸あたり11万円以上の補修費用が かかるもので、かつ、それらの一 事業主体内での合計額が290万円 (市町村の場合は190万円) 以上	げが行われ		

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
改良住宅 等改善事 業制度要 綱	災害復旧 事業	道、市町村	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設 の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用が かかるもので、かつ、それらの一 事業主体内での合計額が290万円 (市町村の場合は190万円) 以上	
生活保護法	保護施設	市町村(指 定都市核 び中核市 を除 く。)、社 会福祉 人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿 所提供施設	施設整備〜災害復旧費協議額1件 につき80万円以上	1/2
老人福祉 法·介護 保険法	老人福祉 施設等	市町村 们市 指及 で で を 市 し 会 会 会 会 会 等 、 社 法 く 会 会 等 、 る 会 会 会 会 会 る 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健 施設、介護医療院等	II.	1/2 又は 1/3
障害者総 合支援法	障害者支 援施設等	市町指定で 市 市 を 市 を 市 を う 。 会 会 会 会 等 、 社 法 、 、 社 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	障害者支援施設、障害福祉サービス 事業所等	IJ	1/2
売春防止 法	婦人保護 施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	II .	IJ.
	児童福祉施設等	道、市町村 (指定中核 及で除 く。福祉法人	助産施設、乳児院、保育所、児童厚 生施設、児童養護施設、放課後等デ イサービス事業所等	施設整備〜災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園でいては40万円以上)	1/2 又は 1/3
社会福祉 法等	その他の 社会福祉 施設等	II	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備〜災害復旧費協議額1件 につき80万円以上	1/2 又は 1/3
感染症の が 感染症での 感染症に のびの 患者を と関する に 法律	感染症予 防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
上設旧簡施復助要水災費易設旧金綱施復び道害補付	災害復旧	市町村、 一部事務 組合	○被災した施設を原形に復旧する事業 (原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業 (応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業または水道用水供給事業本復旧費1,900千円(町村は1,000千円)を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業本復旧費1,000千円(町村は500千円)を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2~8/10
公立学校 施設災害 復旧費国 庫負担法	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、中等教育 学校、特別支援学校、大学及び高等 専門学校の施設(建物、建物以外の 工作物、土地、設備)	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島等 4/5)
公校他旧金網 對其復助要 (本述)	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事 (構造体の補強等による大規模なものに限る。)に伴う応急仮設校舎等 及び幼保連携型認定こども園の使用 施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島等 4/5)
都でである。おおります。おおります。おおります。おおります。ままります。まず、おおります。まず、おおります。まず、おおります。まず、おおります。まず、おおります。まず、おおります。まず、おおります。	街 路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第 22条の規定により決定された施設道 路及び土地区画整理事業により築造 された道路(道路の附属物のうち、 道路上のさく及び駒止を含む。)で 道路法第18条の道路供用開始の告示 がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道 事業法第12条の検査を終了していな いもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	II .	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	II .	II
	堆積土砂 排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m³以上であるもの、又は2千m³以上の一団をなす堆積土砂又は20m50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m³以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	,,
廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律	災害等廃 棄物処理	市町村 (一部事 務組合、 広域連合 含む)	災害その他の事由のために実施した 生活環境の保全上、特に必要とされ る廃棄物の収集、運搬及び処分に係 る事業並びに災害に伴って便槽に流 入した汚水の収集、運搬及び処分に 係る事業等	指定市:80万円以上 市町村:40万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市局所管降灰除	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水 管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に 堆積した降灰を収集し、運搬し及び 処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2)都市排 水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰 収集し、運搬し及び処分する事業		1/2
	3)公 園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬 し及び処分する事業とする		"
	4)宅 地		建築物の敷地である土地(これに準 ずるものを含む)に堆積した降灰を 運搬し及び処分する事業		II

出典:北海道地域防災計画(資料編)